

* 障害をお持ちの方への自動車税・自動車取得税の減免について *

東京都では、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する車で、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。なお、軽自動車税の減免制度につきましては、市区役所又は町村役場にお問い合わせください。

1 申請期間

①新規登録により取得(新車・中古車新規登録)した自動車	
申請期間	登録（取得）の日から1ヶ月以内（※1）
減免される税目及び適用年度	自動車税・自動車取得税（ともに申請年度）（※2）
②移転登録により取得(名義変更)した自動車	
申請期間	登録（取得）の日から1ヶ月以内（※1）
減免される税目及び適用年度	自動車取得税（申請年度）（※2）
③従来から使用している自動車	
申請期間	4月1日から納期限(5月31日)まで（※1）
減免される税目及び適用年度	自動車税（申請年度）
申請期間	上記以外の時期に申請された場合【事前受付期間】
減免される税目及び適用年度	自動車税（申請年度の翌年度）

※1 期間の末日が土曜、日曜日の場合は翌開庁日まで

※2 ①、②で自動車税・自動車取得税の課税がない場合は、③の取扱いとなります。

2 減免が受けられる手帳及び障害の程度

(掲載順序は東京都都税条例施行規則による。)

手帳の種類	障害の程度		
身体障害者手帳	(障害の級別)		
障害の区分	下肢機能障害		1級～6級
	体幹機能障害		1級～3級・5級
	上肢機能障害		1級・2級
	乳幼児期以前の非進行性	上肢機能障害	1級・2級
	脳病変による運動機能	移動機能障害	1級～6級
	視覚障害		1級～4級（4級は両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の場合に限ります。）
	聴覚障害		2級・3級
	平衡機能障害		3級・5級
	音声機能または言語機能障害		3級（こう頭が摘出された場合に限ります。）
	心臓、じん臓及び呼吸器の機能障害		1級・3級・4級
	ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害		1級・3級・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
	肝臓機能障害		1級～4級
戦傷病者手帳	該当する障害の程度については、都税総合事務センター調査係に直接お尋ねください。		
愛の手帳	総合判定が1度～3度		
療育手帳（道府県発行）	該当する程度については、都税総合事務センター調査係に直接お尋ねください。		
精神障害者保健福祉手帳	1級（精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限ります。）		

* 障害の区分（障害名）が複合している場合、障害の区分ごとの障害等級により判断しますので、区分ごとの障害等級が不明な場合には都税総合事務センター自動車税課調査係に直接お尋ねください。

3 申請場所

申請場所	都税事務所、都税支所、支庁、自動車税事務所、都税総合事務センター
------	----------------------------------

4 減免の対象となる自動車

次表の①から④までのいずれかに該当する自動車

	納税義務者（所有者又は取得者）	運転者	使用目的
①	障害者の方	障害者の方	日常生活のために使用する。
②	障害者の方	障害者以外の方	もっぱら障害者の方の通院、通学等のために使用する。
③	生計を同じくする方	障害者の方	
④	生計を同じくする方	障害者以外の方	

*個人名義の自家用自動車（車検証に「自家用」と記載されている自動車）に限ります。

*「生計を同じくする方」とは、「障害者と同居している方」や「障害者の住所地の近隣（2キロ以内）にお住まいの親族の方」をいいます。

*運転免許証に条件が付されている場合は、条件に合った自動車でなければなりません。

（例「総重量1.5t以下の車両に限る」、「オートマチック車に限る」、「手動式ブレーキの車両に限る」等）

5 減免額

減免の上限額を超える自動車税・自動車取得税については、それを超えた部分の税金を納付していただきます。

①自動車税	45,000円が減免上限額となります。なお、新規登録の場合の減免上限額は、月割額となります。 *グリーン化税制の適用を受ける自動車で、適用後の税額が上限額を超える場合、その超える額を納付が必要です。
②自動車取得税	課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額を減免上限額とします。 *ただし、障害者の方のために特別の改造をした場合、その改造費部分については上限額に加算します。

6 減免申請に必要な書類等

①障害者の方が所有又は取得し、運転する場合	<ul style="list-style-type: none"> 減免申請書（主税局ホームページからダウンロードできます。） 身体障害者手帳等（表面2の表に該当する、全ての手帳） 運転される方の運転免許証又はそのコピー（表裏両面） 所有（取得）者の方の印鑑（認印）
②障害者の方が所有又は取得し、障害者以外の方が、障害者の方の通院・通学等のために運転する場合	
③生計を同じくする方が所有又は取得し、障害者の方が、障害者の方の通院・通学等のために運転する場合	<ul style="list-style-type: none"> （上記①の書類と同じ） 所有者又は取得者の住所が確認できる公的証明書（運転免許証、住基カード（顔写真付）、住民票等） 生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合、「親族」が確認できる書類（戸籍謄本等）
④生計を同じくする方が所有又は取得し、障害者以外の方が、障害者の方の通院・通学等のために運転する場合	

*減免申請書に通院先等の住所、名称及び電話番号を記入していただきます。

*既に減免を受けている自動車がある場合、既減免車の抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更）後の車検証等の写しが必要となります。

*その他、必要に応じて書類を提出していただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

●ご注意

① 障害者手帳等を交付申請中の場合には、手帳に代えて、そのことが確認できる書類を添付して減免申請をしてください。この場合、手帳が交付されたときに、減免申請した都税事務所等へ手帳を持参していただきます。（ただし、事前受付期間を除く。）

② 減免を受けることができる自動車（軽自動車、オートバイ、原動機付自転車を含みます。）は、障害者の方1人につき1台に限られます。このため、既に減免を受けている自動車を買替えて、新たに取得した自動車の減免を受けるためには、新たに取得した自動車の減免を申請するとともに、表面1①②の申請期間内に既に減免を受けている自動車の抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更）が行われていることが必要です。（業者等へ引き渡しただけでは認められません。）なお、既に減免を受けている自動車は、3月31日までに抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更）を行わない場合、翌年度の自動車税の課税対象となりますのでご注意ください。

③ 自動車取得税の減免の適用は同一年度内の取得に対し一回限りです。

④ 減免を受けた後に都外へ転居された場合は、管轄の道府県へお問い合わせください。

⑤ 障害者の方が入院・入所中の場合、原則として減免申請は認められませんが、入所施設から一時帰宅、入院先から別の病院に通院等をしている場合は、下記にお問い合わせください。

◎ お問い合わせは、都税総合事務センターまでお願いします。

TEL 0570-064-171（PHS・IP電話をご利用の方は03-5985-7814をご利用ください。）